

## 岡山県立大学の競争的資金等にかかる内部監査実施要領

### (趣 旨)

第1 この要領は、岡山県立大学における研究費の不正使用防止等に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、公立大学法人岡山県立大学（以下「本法人」という。）における競争的資金等に関する業務及び会計について、本法人が自ら行う内部監査に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2 内部監査は、本法人の競争的資金等に関する業務及び会計の状況について、合法性及び合理性の観点から診断及び検証することにより、その不正、誤謬及び脱漏を防止し、もって本法人における競争的資金等の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (実施体制)

第3 規程第4条第1項に定める最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、内部監査を実施する者として、監査対象の当事者及び利害関係者を除く事務局職員の中から、会計事務に精通した者を含む2名以上の監査員を指名するものとする。

2 内部監査に関する不正発生要因の分析、監査計画の立案並びに見直し、及び事務手続については、事務局地域連携・研究推進課が所管する。

### (監査員の責務及び権限等)

第4 監査員は、事実に基づき公正不偏に監査にあたらなければならない。

2 監査員は、監査を受ける組織及び教職員等（以下「監査対象者等」という。）に対し関係書類の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

3 監査員は、監査上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

### (監査対象者等の協力義務)

第5 監査対象者等は、監査員が行う監査に協力しなければならない。

### (内部監査の方法)

第6 内部監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 書面監査は、競争的資金等の業務の執行に関する帳票その他証拠書類の原本確認により行うものとする。

3 実地監査は、競争的資金等の執行部所等にて、関係者への質問・聴取、書類と現物との実査及びその他必要と認められる実態調査等を、直接行うものとする。

### (内部監査の種類)

第7 監査は、定期監査及びリスクアプローチ監査とする。

2 定期監査は、前年度における競争的資金等について、毎事業年度1回以上実施するものとする。

3 リスクアプローチ監査は、当年度において競争的資金等を執行する研究者の一部を対象に、不正が発生するリスクの高い事項に対して重点的にサンプル抽出を行い、実施するものとする。

### (定期監査の対象)

第8 定期監査は、次の各号に掲げる方法により抽出した研究資金に関する業務及び会計を対象とする。

(1) 書面監査 前年度における全ての競争的資金等の10パーセントにあたる件数(端数が

生じた場合には小数点以下を切り上げた件数)を研究種別、研究資金の規模、所属等を考慮して抽出する。

- (2) 実地監査 書面監査の10パーセントにあたる件数(端数が生じた場合には小数点以下を切り上げた件数)を抽出する。ただし、書面監査の結果、実地監査が必要であると監査員が判断したときは、この限りでない。

**(内部監査の実施通知)**

第9 統括管理責任者は、内部監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査対象者等に文書により通知しなければならない。ただし、リスクアプローチ監査の場合には、この限りではない。

**(監査実施計画書)**

第10 監査員は、内部監査を実施しようとするときは、監査実施計画書(別記様式1)を作成し、最高管理責任者の承認を得なければならない。

**(監査報告書)**

第11 監査員は、内部監査が終了したときは、監査報告書(別記様式2)を作成し、速やかにその結果を統括管理責任者を経由して、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告した監査報告書の写しを監事及び会計監査法人に送付するものとする。

**(内部監査後の措置)**

第12 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告した監査報告書について、当該監査対象者等に通知しなければならない。

- 2 内部監査の結果、是正改善の措置を講ずる必要があると認めた場合は、当該監査対象者等に対し、その措置を求めるものとする。
- 3 監査対象者等は、内部監査の結果、是正改善の措置を求められたときは、直ちにその措置を講じるとともに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

**(附則)**

この要領は平成19年11月1日から施行するものとする。

**(附則)**

平成23年度内部監査については、第7の2及び第8の(1)の規定にかかわらず、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)の平成23年度採択課題も対象とするものとする。

- 2 この要領は平成23年9月16日から施行するものとする。

**(附則)**

この要領は平成29年9月1日から施行するものとし、平成29年度内部監査から適用する。

**(附則)**

この要領は令和2年4月1日から施行するものとする。